

## 令和 2 年度に事業形態等を変更予定の施設について

施設 類型	運営主体	施設名称	変更内容	新施設名称	利用定員
幼稚園	学校法人 創志学園	環太平洋短期大学部 附属幼稚園	元気の泉保育園との 統合により閉園予定	-	(現行)1号認定 105人 計 105人
保育所	社会福祉法人 元気の泉	元気の泉保育園	環太平洋短期大学部 附属幼稚園との統合 により保育所型認定 こども園へ施設類型 を変更予定	認定こども園 元気の泉	(現行)2号認定 99人 3号認定 71人 計 170人 (令和2年度) 1号認定 90人 2号認定 99人 3号認定 71人 計 260人

## [参考]

## ○過年度の児童数推移(各年5月1日時点)

施設名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
環太平洋大学短期大学部附属幼稚園	103	97	90	79	84
元気の泉保育園	164	165	170	163	160

## ○認定こども園・幼稚園・保育所の違い

施設類型	特長	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳・3歳児	4歳児	5歳児
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	○	○	○	○	○	○
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校				○	○	○
保育所	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	○	○	○	○	○	○

## ○利用定員について

利用定員とは、子ども・子育て支援法第27条第1項※の確認において定め、給付費(委託費)の単価水準を決めるものである。

※ 子ども・子育て支援法第27条第1項

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する

## 利用定員を設定(変更)するための必要な手続

- 子ども・子育て会議等の意見聴取
- 愛媛県知事への協議